

病院向け認定個人情報保護団体
業 務 規 約

一般社団法人 日本病院会
認定個人情報保護団体

目次

第1章 総則	
第1条(目的).....	3
第2条(対象事業者の範囲).....	3
第2章 業務	
第3条(認定団体業務).....	3
第4条(目的外利用の禁止).....	3
第3章 対象事業者等	
第5条(対象事業者の公表).....	3
第6条(対象事業者の権利).....	4
第7条(対象事業者の義務).....	4
第4章 会費等	
第8条(対象事業者の年会費等).....	5
第5章 組織	
第9条(病院個人情報保護推進室).....	5
第10条(審査委員会).....	5
第11条(守秘義務).....	6
第6章 認定団体業務の変更及び廃止	
第12条(規約の変更).....	6
第13条(認定団体業務の廃止).....	6
第7章 雑則	
第14条(施行).....	6

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人 日本病院会(以下「日病」という。)が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第37条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体として行う業務(以下「認定団体業務」という。)等について定め、もって認定団体業務等の適正な実施を確保することを目的とする。

(対象事業者の範囲)

第2条 日病が行う認定団体業務の対象となる者(以下「対象事業者」という。)は、日病の会員とする。

第2章 業務

(認定団体業務)

第3条 日病は、病院における個人情報の適切な取扱いの確保に資するため、次に掲げる認定団体業務を行う。詳細は、別途規程を定める。

- 一 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- 二 個人情報の漏えいに関する情報収集並びに情報提供
- 三 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供並びに研修の実施
- 四 個人情報保護指針を定めて公表すると共に、対象事業者に対し、当該指針を遵守させるために必要な指導、勧告及びその他の措置
- 五 その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 日病は、認定団体業務の実施状況について毎年定期的に厚生労働大臣へ報告するものとする。

(目的外利用の禁止)

第4条 日病は、認定団体業務の実施に際して知り得た情報を認定団体業務の用に供する目的以外に利用しないものとする。

第3章 対象事業者等

(対象事業者の公表)

第5条 日病は、対象事業者の氏名又は名称、及び連絡先を日病のホームページ等で

公表するものとする。

(対象事業者の権利)

第6条 対象事業者は認定個人情報保護団体の名称として日病を、及び苦情の解決の申出先として第9条に規定する日本病院会・病院個人情報保護推進室を用いることができる。

2 対象事業者は、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての情報の提供その他個人情報の適正な取扱いの確保に関し、日病から必要な助言を受けることができる。

(対象事業者の義務)

第7条 対象事業者は、日病の個人情報保護指針を遵守しなければならない。

2 日病が個人情報保護指針を遵守させるために必要な範囲で対象事業者に対し指導、勧告その他の措置を行ったときは、当該対象事業者は、その措置に従わなければならない。

3 日病が患者本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情を受けて、当該対象事業者に対して当該苦情の解決を求めたときは、当該対象事業者は迅速かつ誠実に当該苦情の解決に努めるとともに、その結果について日病に報告しなければならない。

4 日病が、個人情報保護法第42条第2項の規定に基づき、対象事業者に対して、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めたときは、当該対象事業者は誠実に対応しなければならない。

5 対象事業者が自らの情報漏えいを知り得た場合は、日病に報告しなければならない。

6 個人情報漏えいの事案に関し、日病が対象事業者に対し事情聴取を求めたときは、これに対応しなければならない。

第4章 会費等

(対象事業者の年会費等)

第8条 日病は、認定団体業務に係る必要経費は、会費をもって充てる。

2 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情処理のための個別に必要な経費は、当該事業者が負担する。

3 日病は、対象事業者でなくなった者が既に支払った会費は返納しない。

第5章 組織

(病院個人情報保護推進室)

第9条 認定団体業務を実施するために、日病内に病院個人情報保護推進室を置く。

2 病院個人情報保護推進室は、第10条に規定する審査委員会の助言を得つつ、第3条各号に掲げる業務及びこれらの業務を遂行するために必要な業務を行う。

(審査委員会)

第10条 日病内に、審査委員会を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる事項について諮問に応じて審議し、病院個人情報保護推進室に対して意見を述べる。

- 一 個人情報保護指針の制定又は改廃
- 二 個別の苦情及び情報漏えいに係る処理の方針
- 三 病院個人情報保護推進室の運営企画
- 四 日病が個人情報保護指針を遵守させるために必要な範囲で対象事業者に対して行う指導、勧告その他の措置
- 五 その他病院個人情報保護推進室の運営に関する特に重要な事項

3 審査委員会の委員は日本病院会の個人情報保護に関する委員会とし、法律・情報管理・学識経験者の専門家を含めて選任する。

4 病院管理者の委員に関し、事案が当該委員の所属病院に係る場合は、当該委員はその審議に加わらないものとする。

5 審査委員会の委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

6 審査委員会は、必要があると認めるときは関係者に審査委員会への出席を求める

ことができる。

7 審査委員会の開催は原則として2ヶ月に1回とする。ただし必要に応じ、書面による審議を行うことができる。

(守秘義務)

第11条 病院個人情報保護推進室の業務に携わる者(審査委員会の委員を含む)は、本業務に関して知り得た個人情報及び特定の病院に関する情報を他に漏らしてはならない。また、離職後も同様とする。

第6章 認定団体業務の変更及び廃止

(規約の変更)

第12条 日病は、この規約を変更するときは、理事会の承認を得て会長が定める。

(認定団体業務の廃止)

第13条 日病は、認定団体業務を廃止しようとするときは、理事会の承認を得て厚生労働大臣に届け出るものとする。

第7章 雑則

(施行)

第14条 この規約は平成19年3月26日から施行する。

附則

平成24年4月1日 一般社団法人に移行のため社団法人日本病院会から一般社団法人に名称変更